

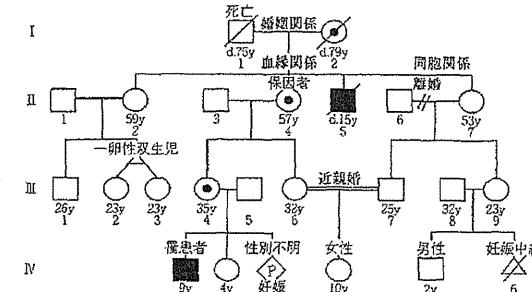
図1 遺伝カウンセリングの流れ

遺伝カウンセリング（図1）では、①当事者が情報に基づいて決定できるように、個人やカップルに対し、選択肢や医学知識について理解を深めるために援助し、②当事者がよく理解した上で、その遺伝的問題に対処していくよう支援する。また、③罪の意識を取り除き、④個人やカップルが親となることへの目標を到達できるように援助する。したがって、遺伝カウンセリングに当たる者としては、疾患に対する正しい知識と情報を入手し努めなければならない。近年の分子生物学の進歩によって、遺伝医学はめざましく発展し、疾患の原因遺伝子や原因蛋白質が明らかになってきた。このような進歩によって、患者とその家族の遺伝に関する疑問にかなり正確に答えられるようになってきている。

遺伝医学関連学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン（2003）」¹⁴は、遺伝学的検査が医療全般にわたって広く有效地に利用される時代に対応して、2011年に日本医学会「医療にお

ける遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」¹⁵として改訂がなされた。この改訂では、すでに発症している患者の診断目的として行われる遺伝学的検査において、各診療科の医師自身が遺伝に関する十分な理解と知識および経験をもつことが重要であり、検査の意義や目的の説明と共に、結果が得られた後の状況や検査結果が血縁者に影響を与える可能性があることなどについて十分に説明し、被験者が理解して自己決定できるように支援する体制を整えることを述べている。それは、いわゆる広義の遺伝カウンセリングである。医療機関は、遺伝医学の基本的事項および個人の遺伝情報の取扱いに関する啓発や教育を行い、適切な遺伝医療を実施できる体制を整備することが望まれる。

自分が発症するか（発症前診断）、自分は発症しないが保因者であるか（保因者診断）、妊娠中の胎児がある疾患に罹患しているか（出生前診断）などに関する遺伝カウンセリングは、臨床遺伝学の専門的知識・経験をもち、遺伝カウン

図2 家系図の描き方
症例：副腎白質ジストロフィー

セリングに習熟した臨床遺伝の専門家すなわち、臨床遺伝専門医（日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会の共同認定）などにより被験者の心理状態をつねに把握しながら行われる。遺伝カウンセリングを担当する非医師の職種として、上記二学会の共同認定の認定遺伝カウンセラー育成も大学院教育としてなされており、遺伝医療、遺伝教育、さらに企業において活動を開始している。遺伝カウンセリングでは、本人・家族・血縁者（クライエント）に対して、生活設計上の選択を自らの意思で決定し行動できるよう臨床遺伝学的診断を行い、遺伝医学的判断に基づき遺伝予後などの適切な情報を提供し支援する。クライエントと遺伝カウンセリング担当者との良好な信頼関係に基づき、様々なコミュニケーションが行われ、この過程で医療的心理的精神的援助がなされる。決して、一方的な情報提供だけではないことに留意すべきである。

II 遺伝カウンセリングの実際

1 遺伝カウンセリングの進め方

図1に示すように、遺伝カウンセリングを希

望する場合には、電話で予約受付を受けることが多い。初回の遺伝カウンセリングにおいて、発端者（罹患者）とその家族（クライエント）の疾患に関する状況（主治医からの紹介状、発端者本人の症状、経過、検査所見など）、家族歴を聴取する。ここで、家系図は遺伝カウンセリングの基本である。図2に家系図を記録する場合に用いる記号の主なものと家系図の1例としてX連鎖劣性遺伝形式をとる副腎白質ジストロフィーの家系を図示した¹⁶。できるだけ詳しく、3世代くらいは適って情報を得ることが望ましい。家系図を分析することにより遺伝形式がわかり、疾患の診断がなされたり、否定されたりする。例えば、各世代の男女に同様の疾患の患者が認められるとき、常染色体性劣性遺伝は否定される。また、母親を介して疾患が遺伝していることが考えられるとき、X連鎖性疾患やミトコンドリア病を考える。父と息子が同様の疾患であるとき、X連鎖性の疾患は否定される。

遺伝カウンセリングにおいて、疾患の確定診断は重要である。確定診断が違うと遺伝形式が異なり、また、原因の遺伝子変異も同定できない。そして、誤った情報を基づく遺伝カウンセリングとなる。

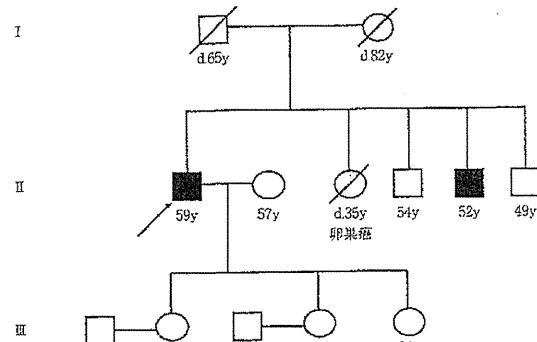


図3 筋強直性ジストロフィー(DM1)の遺伝カウンセリング

2 遺伝カウンセリングにおける情報提供

対象とする疾患は、どのような特徴を持っているか、どのように診断をつかうのか、診断がついたらどのようにするかなどの情報提供を行う。我々は、疾患に関する簡単な文書を渡して説明をしている。また、必要に応じて医療社会福祉に附する情報提供またはソーシャルワーカーの紹介をする。

遺伝子検査においては、実施前の十分なインフォームドコンセントを行う。発端者の遺伝子検査により確定診断がつき、療育や治療の方針が決まる。遺伝子変異が明らかになったことは家族もその変異を共有することになる。保因者診断や出生前診断の実施が可能になる。遺伝子検査の結果が出た後、フォローアップと心のケアといった心理社会的支援を必要とする場合も多い。

3 遺伝カウンセリングの事例 (個人情報保護により一部変更箇所あり)

1) 本人の確定診断における遺伝カウンセリングの必要性

本人の遺伝子検査において、自分の病気の確定診断がなされることは大きなメリットがある。しかし、医療側から遺伝子検査の結果がもたらす意味を提供されなかつたり、本人がよく理解しないまま遺伝子検査を受けることにより、問題が生じることがある。それは、家族にとって深刻な問題にもなり得る。

50歳前半からの「筋強直」を示す59歳の男性が、ある病院で筋強直性ジストロフィー(myotonic dystrophy type 1: DM1)を疑われ、DM1の確定診断のための遺伝子検査を勧められて遺伝子検査を受けた。男性には、結婚したばかりの娘が2人、未婚の娘が1人いた(図3)。本症は、父親から子どもへ遺伝する場合には症状が重くならないが、母親から子どもへ遺伝する場合には表現促進現象(anticipation)により症状が重くなり、発症が早くなることが知られている。この症例では、娘たちは、もし父親からDM1を遺伝により受け継いでも、父親と同

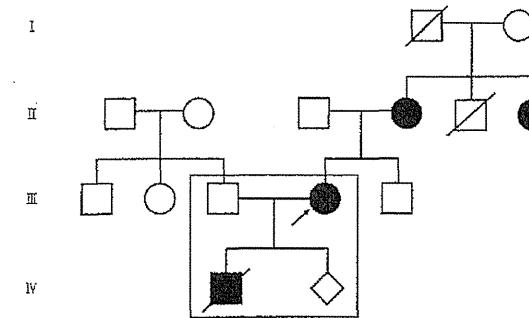


図4 先天型DM1の遺伝カウンセリング

年齢段の発病となる。しかし、DM1の遺伝子変異を有する娘の子どもは、2分の1の確率で、先天型DM1として重い症状を示すことがあり得る。ところが、本症例が検査を受けた病院では、娘たちのことについての話は何もされず、娘の子どもに起こり得ることについても何の説明もなまま、遺伝子検査を勧められ、本人は遺伝子検査を受けた。検査を受けて、結果を説明された後、自分でインターネットなどを調べ、「なぜ、自分は、この検査を受けてしまったのだろう。娘にどう説明すればいいのか」と悩み、遺伝カウンセリングを希望して、当センターを受診した。

本来ならば、検査を受ける前に、遺伝カウンセリングとして、娘の子どもへの遺伝の可能性に関して、医療サイドから十分な説明と情報を受け、遺伝子検査の実施に関しての同意をすべきである。家族の状況・心理的な背景の分析、結果が家族(娘たち)に及ぼす影響の予測と対策、葛藤の解消などのために、夫婦での話し合いや娘との話し合いも必要になる。本人だけの問題ではない。このように、疾患の確定診断としての遺伝子検査においても、遺伝カウンセリングは重要であり、そのプロセスを経ることにより、疾患に対する心構えと自分が置かれた状況の受

容につながっていくことを医療側は認識しなければならない。

2) 先天型DM1の出生前診断

クライエントは32歳女性。家系図は図4に示す。28歳で第1子を妊娠。妊娠33週で羊水過多を他院の産婦人科医師に指摘され、羊水染色体検査をしたが異常ではなく、原因はわからぬと言われた。35週で破水、産婦人科医院にて緊急帝王切開で男児が出生。児は出生時から仮死、呼吸不全となり、他病院に緊急搬送され挾管呼吸管理を受けたが4時間後に死亡した。2年後、クライエントの母と叔母がDM1と診断されたことを聞き、自分もDM1であり、第1子は先天型DM1だったのではないかと考えた。第2子の希望があり、遺伝子診療外来に紹介され受診した。

遺伝カウンセリングの初診：以上の病歴と家族歴を聞き、診察にて grip myotonia, percussion myotonia を確認。クライエントの顔貌は頬がけた haggard appearance を示していた。鼻声、どの蓋を回す力、缶のブルトップを開けることができない。第1子の診断の確定と第2子が欲しいことを聽取、クライエントは自身の遺伝子診断を希望した。1ヶ月に1回のペースで遺伝カウンセリング外来にて通院フォローとした。

第2回：第2子ができたら出生前遺伝子診断を受けたいとの希望を述べた。第3回までに、施設内倫理委員会の検討が必要なこと、夫に対しての遺伝カウンセリングの必要性を話した。

第3回：夫と共に来院。クライエントは第1子の妊娠中の不安、自殺も考えたこと、夫にサポートしてもらえないかったことを述べる。夫は「どんな子でも生まれたら育てられる、楽観している。我が希望するなら出生前診断をしてもよい」と述べた。

第4回：クライエントのみの受診。熟感した上、「出生前診断を受けたい。自分よりリピートが多いなら出産をしたくない。病気でも夫は産んで欲しいと言うが自分は産みたくない。夫は自分の気持ちを尊重してくれると思う」妊娠前にクライエント自身の遺伝子検査を受けることを希望する。

第5回：3カ月後、遺伝子検査結果の開示、もし妊娠したら出生前診断を希望するという意志を表明。

第6回：前回と同様。出生前診断の希望の意志を確認する。遺伝子検査は他大学に依頼する。クライエントは遺伝子検査の結果、罹患していくたら中絶したいとの考えを述べる。ここで、もし罹患していたら、妊娠中から十分に注意をして、出産はNICUのあるスタッフと設備が整った病院が望ましいとの情報を提供。DMDの子どもたちは出生時に呼吸器のサポートが必要なほど重症でも、生後の運動発達は他の先天型筋ジストロフィーより良好であることを話した。

その6カ月後、妊娠6週にて来院。出生前診断の希望の意志は変わらず。学内倫理委員会に申請し承認を受け、妊娠12週に绒毛膜穿刺を施行、出生前診断を実施した。その結果、DMPK遺伝子のCTGリピート数は、夫：5/13、クライエント：13/600、児：5/1,200であった。

遺伝子検査の結果開示後、夫婦で話しあい、妊娠続続、当院で出産することを決定。妊娠中、原疾患については医師が、心因面については心理職が適時フォローを行った。出産に際し、産

婦人科、新生児科とが連携し、母子それぞれに関わった。児は出生時に全身の筋緊張低下、軽度の呼吸障害、横隔膜の挙上を示したが、生後4日目から経口哺乳可能となった。生後9カ月にて座位可能、1歳にて立位可能、運動発達遅滞、軽度の精神発達遅滞はあるが、順調に成長し、現在、小学生である。

単一遺伝子病における遺伝子検査の目的は、疾患の確定診断であり、遺伝子検査により症状や臨床経過、予後の予測が可能になることも少なくない。診療の方針や療育方針が決まり、家族における遺伝に関する情報の提供が可能となる。さらに、近年では酵素補充療法、造血幹細胞移植、アンチセンスオリゴヌクレオチドなど根本治療の提供もできるようになり始めている。遺伝子検査が治療の方向性を導く側面を有する一方で、単一遺伝子病の多くは難病であり、出生前診断や保因者診断などのように、検査を受ける人たちに不安と葛藤を生じさせる側面もある。遺伝カウンセリングの現場では、このような患者・家族の心理的葛藤への理解と共感が重要であり、本人の確定診断、保因者診断、出生前診断、発症前診断など様々な状況におけるコミュニケーションの過程で提供される医療の質が、患者や家族を支えていく。

III 遺伝子情報の取扱い

UNESCO の「ヒト遺伝情報に関する国際宣言(2003)」第14条では、「プライバシー及び機密性」として、個人を特定できるヒト遺伝情報、ヒトのプロトオーム情報及び生物学的試料は(中略)第三者、特に雇用主、保険会社、教育機関及び家族に対して開示、若しくは入手可能とすべきではない。ヒト遺伝情報、ヒトのプロトオーム情報及び生物学的試料を使用する研究に参加する個人のプライバシーは保護され、これらの情報は機密情報として取扱われるべきである」と述べられている。厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(2004)」¹⁷にも「これが

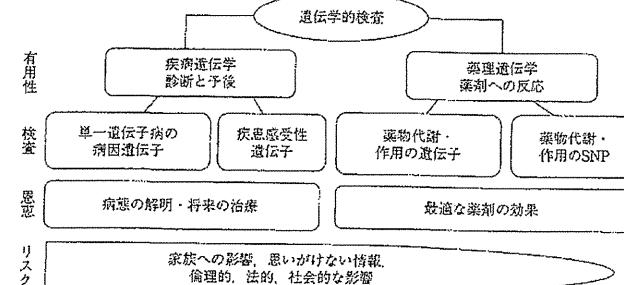


図5 遺伝学的検査と倫理的・法的・社会的影响：遺伝カウンセリングの必要性
(文献¹⁸より一部改変)

表1 一般医療情報、遺伝情報と薬理遺伝学情報の比較

	医療情報	PGx情報	遺伝情報
疾病体質の予測	士	+	+
世代を超えた重大な影響	-	-	+
未知の情報を含み得る	-	+	+
文化的な重要性	-	-	+

漏えいした場合には、本人及び血縁者が被る被害及び苦痛は大きなものとなるおそれがある。したがって、検査結果及び血液等の試料の取扱いについては、UNESCO 国際宣言、医学研究分野の関連指針及び関連団体等が定めるガイドラインを参考とし、特に留意する必要がある」とされている。一方で、薬理遺伝学的検査(PGx検査)の臨床現場における普及により、薬剤の副作用の出現予測や薬剤必要量の予測が可能となつた。被験者の薬物治療において、遺伝子情報であるPGx検査結果を医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師などが共有することで、副作用の出現を防ぎ、適正量を投与するオーダーメイド医療がなされる。PGx検査は単一遺伝子病に比べて、家族への影響、思いがけない情報、倫理的・法的・社会的な影響が少ないと見える(図5)¹⁸。

遺伝子情報ならば何よりも厳重なセキュリティの下に置かなければならぬことすると、むしろ弊害が出現することになる。遺伝子情報の内容に合わせた適切なレベルの取り扱いが求められる。表1に示すように、薬理遺伝学的検査は単一遺伝子病の遺伝情報ほど特別な地位のものではないが、非遺伝的検査よりは高い基準の記憶が求められる。

IV 電子カルテにおける遺伝子情報の取扱い

東京女子医科大学病院では、表2のように遺伝子情報を階層化して、その取扱いレベルを決めた。高いアクセス制限を要するレベル(レベルA, B)では、遺伝子情報サーバー(図6)に遺伝子検査データを格納し、IDとパスワードにてアクセスする権限を定めた。単一遺伝子病、染色体検査などの患者本人の確定診断はレベルAとした。保因者診断、発症前診断は将来的

表2 遺伝学的検査の個人情報取扱いレベル基準

レベル	対象	取扱い
A	単一遺伝子疾患、染色体異常 多因子疾患、易罹患性検査	臨床遺伝専門医による遺伝カウンセリングが必須 電子カルテ上の記載、閲覧を制限
B	薬理ゲノム、薬理遺伝学 PGx (pharmacogenetics)	主治医が十分な説明をした上で、文書によるIC取得 臨床遺伝専門医による遺伝カウンセリングが可能 電子カルテ上の記載、閲覧が可能
C	癌細胞の特性評価 体細胞遺伝子検査 感染症（細菌、ウイルス診断）	文書によるICは主治医の判断に任せる 電子カルテ上にその記録が残って構わない項目
X	性格、知能、暴力性、運動適性 個人識別、親子鑑定 人種、祖先の由来	医療の対象としない

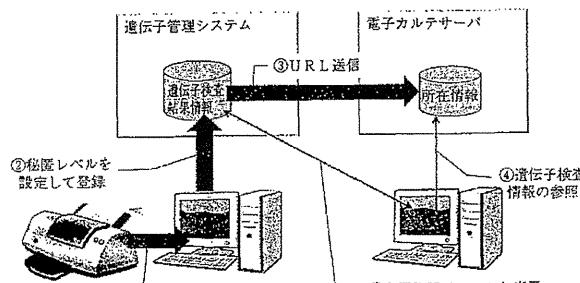


図6 遺伝子情報の電子カルテシステムへの取扱方式の概要図

にはレベル A の中でさらに高いアクセス制限とする計画であるが、その設定がなされるまでは遺伝子医療センターにおける紙カルテの管理としている。PGx 検査の結果は遺伝子情報サーバーに格納する一方で、そのアクセスは医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師など職種により可能とした（レベル B）。さらに、白血病やがん細胞における遺伝子発現などの細胞特性を調べる体細胞遺伝子検査については、遺伝子情報サーバーには格納せず通常の医療情報と同等の扱いとした（レベル C）。

当院の電子カルテでは障害時用に参考専用の

システムがあり、このシステムは Web アプリケーションとして実装されている。したがって、専用端末以外からも Web ブラウザ経由で参照可能であり、遺伝子情報を参照可能とするには情報管理の観点から問題がある。遺伝子情報としてレベル A、レベル B は Web にて参照不可とした。

遺伝子関連 10 学会による「遺伝子検査に関するガイドライン」では、「遺伝学的検査の一部を他の検査機関・施設に委託するときには、試料を事前に匿名化し、個人識別情報を秘匿しなければならない」と規定されている。したがつ

て、オーダされた項目が外注検査対象項目であれば、検体採取容器および依頼状を匿名化する必要がある。当院では、患者情報の一部を用いて暗号ラベルを出力し、これを検体採取容器と依頼状に貼付することとした。検査結果が返信されてきたときには、暗号化された ID を元に復号ラベルを出力貼付し、遺伝子情報管理システムにスキャン取り込みを行っている。

おわりに

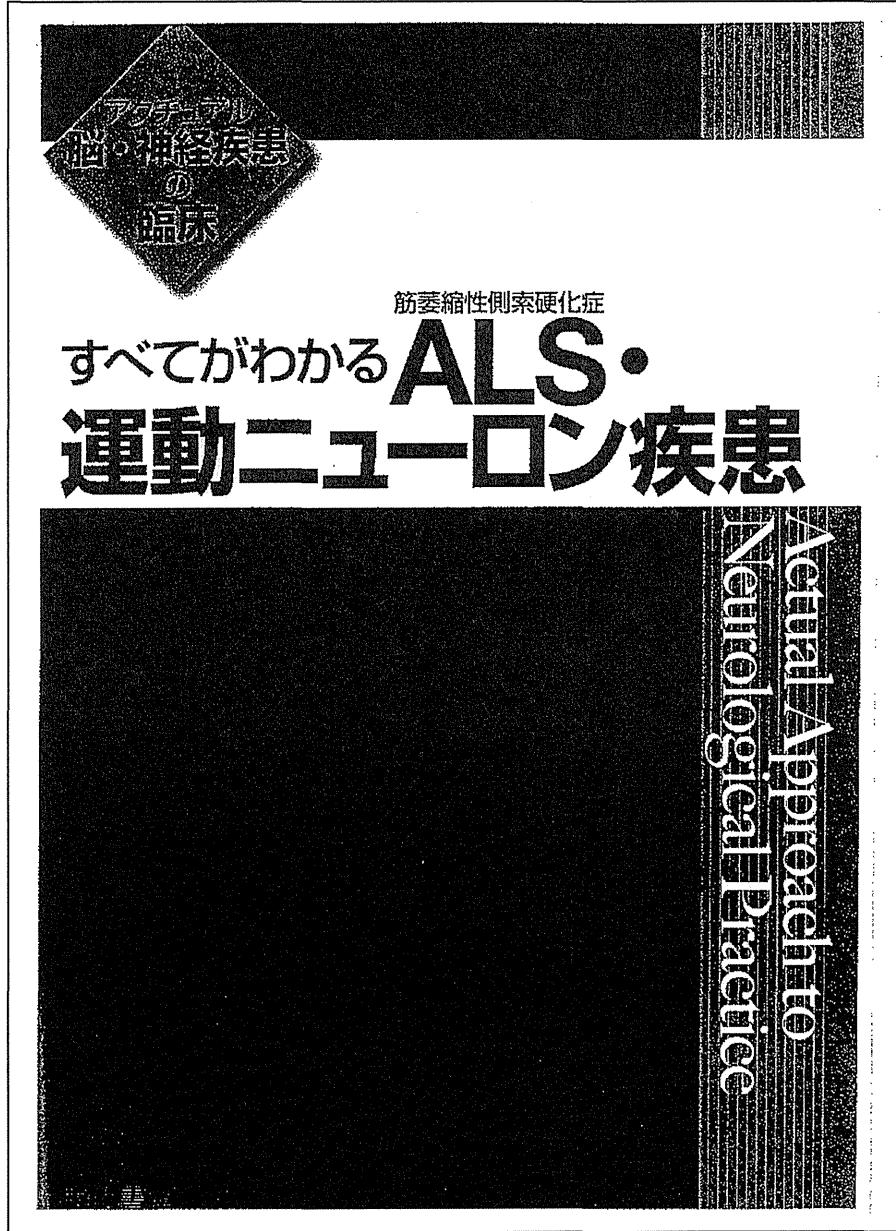
遺伝カウンセリングは、遺伝に関する不安に対するメンデル遺伝の法則、経験的再発率、Bayes 分析などにより確実な回答をする時代を超えて、正確な専門的情報を求めて遺伝子検査を行い、同定された遺伝子変異から疾患の確定診断・治療方針の決定を行い、本人および血縁者の発症前診断、保険者診断、出生前診断がなされる時代になってきた。主治医、臨床遺伝の専門家、臨床心理専門職、遺伝看護師、ソーシャルワーカーなどが協力をしてチーム医療を行い、遺伝学に関する正しい知識と情報を共有し、本人・家族への医療、心理、社会的支援を行うことが、新たな時代の遺伝カウンセリングである。

●文献●

- Maher B. News human genetics' genomes on prescription. The first clinical uses of

whole-genome sequencing show just how challenging it can be. *Nature* 2011; 478: 22-4.

- Resta R, Biesecker BB, Bennett RL, et al. A new definition of Genetic Counseling: National Society of Genetic Counselors' Task Force report. *J Genet Couns* 2006; 15: 77-83.
- UNESCO「ヒト遺伝情報に関する国際宣言（2003）」
http://portal.unesco.org/en/cv.php?URL_ID=17720&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html
- 遺伝医学関連学会「遺伝学的検査に関するガイドライン（2003）」
<http://jshg.jp/resources/index.html>
- 日本医学会「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン（2011）」,
<http://jams.med.or.jp/guideline/genetics-diagnosis.pdf>
- Bennett RL, French KS, Resta RG, Doyle DL. Standardized human pedigree nomenclature: update and assessment of the recommendations of the National Society of Genetic Counselors. *J Genet Couns* 2008; 17: 424-33.
- 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（2004）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/houdou/2004/12/dl/h1227-6a.pdf>
- Roses AD. Pharmacogenetics and the practice of medicine. *Nature* 2000; 405: 857-65.



III. ALSと関連運動ニューロン疾患

脊髄性筋萎縮症

spinal muscular atrophy : SMA

Point

- ① 脊髄性筋萎縮症 (SMA) は脊髄の前角細胞の変性による筋萎縮と進行性筋力低下を特徴とする、常染色体劣性遺伝の下位運動ニューロン疾患である。
- ② SMA は、発症年齢、臨床経過に基づき、I型（重症型、急性乳児型）、II型（中間型、慢性乳児型）、III型（軽症型、慢性型）と、IV型（成人発症型）に分類される。
- ③ 小児期発症 SMA の原因遺伝子は 5番染色体 5q13 に存在する SMN 遺伝子であるが、成人発症 SMA は、原因遺伝子が未確定な症例が多い。
- ④ 小児期発症 SMA の原因遺伝子が明らかになったことによって、臨床症状や経過から SMA の可能性がある場合に、侵襲的な検査より優先して確定診断としての遺伝子検査を行うことが可能になった。SMA 家系では SMN 遺伝子のエクソン 7,8 領域の異常が検出されている。
- ⑤ SMA の臨床症状の重症度は、SMN 遺伝子によって産生される SMN 蛋白量と関連するところが示唆されている。
- ⑥ SMA の根本治療としては、運動ニューロンの消失に対する治療法から SMN 転写産物量を増やす目的のヒストン脱アセチル化酵素阻害剤、酪酸ナトリウム、フェニル酪酸、バルプロ酸などの検討されている。
- ⑦ 脊髄の細胞レベルにおける SMN 遺伝子の発現、その機能の解明とともに、成人発症の SMA の臨床の分析と成因の究明が求められる。



国際 SMA 協会
欧米の SMA の診療と研究に携わっている研究者たちが、SMA の病因解明のために組織した学術組織。

脊髄性筋萎縮症 (spinal muscular atrophy : SMA) は脊髄の前角細胞の変性による筋萎縮と進行性筋力低下を特徴とする常染色体劣性遺伝病である。SMA の遺伝子同定のためには明確な診断基準と分類を確立することが必要であるという考えのもとに、国際 SMA 協会が組織され、**1** に示す診断基準が作成された¹⁾。さらに 2009 年にはわが国の厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患克服研究事業）神経変性疾患に関する調査研究班（主任研究者：中野今治教授）において**2** のような診断基準が作成された²⁾。

従来、広義の脊髄性進行性筋萎縮症 (spinal progressive muscular atrophy : SPMA) として、小児期発症の SMA と成人発症の SPMA を総称して SPMA としており、わが国の難治性疾患克服研究事業において、SPMA の疾患名が使用されていた。海外の成書や論文では、「広義の SPMA」という表現は使用されておらず、「広義の SMA」として表されている。さらに、ICD-10 では、「G-12 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群」の中に、G-122 脊髄性進行性筋萎縮症、G-129 脊髄性筋萎縮症が含まれている。そこで 2009 年に国際的な表現に統一を図るため、「脊髄性筋萎縮症 (SMA)」となった。

小児期特に乳幼児期発症の SMA の多くは survival motor neuron (SMN) 遺伝子に変異を示す SMA であり、成人発症例や**1** の除外項目にあってはまるよ

III 脊髄性筋萎縮症の診断基準

包含項目	除外項目
I. 筋力低下	1. 中枢神経機能障害
対称性 近位筋>遠位筋 下肢>上肢 腕幹および四肢	2. 關節拘縮症
	3. 外因筋、供給筋、心筋の障害、感觉障害、著しい筋肉筋膜痛
	4. 知覚障害
II. 脱神経	5. 血清 CK 値 > 正常上限の 10 倍
	6. 運動神経伝導速度 < 正常下限の 70 %
	7. 知覚神経活動電位の異常
舌の線維束性収縮 手の握り 筋生検—萎縮筋線維の群 筋電図—神經原性変化	

(国際 SMA 協会報告、1992 より)

2 脊髄性筋萎縮症の特定疾患診断基準

1. 主要項目

- (1) 臨床所見
 - ① 下記のような下位運動ニューロン症候を認める
 - 筋力低下
 - 筋柔軟性亢進
 - 筋肉の線維束性収縮 fasciculation
 - 腱反射は波弱から消失
 - ② 下記のような上位運動ニューロン症候を認めない
 - 痙攣
 - 腱反射亢進
 - 病的反射陽性
 - 経過は進行性である
- (2) 臨床検査所見
 - 筋電図で高振幅高頻度や多相性潜伏などの神經原性所見を認める
- (3) 遺伝子診断
 - survival motor neuron (SMN) 遺伝子変異を認める

2. 鑑別診断

- (1) 肌萎縮性側索硬化症
- (2) 脊髄性筋萎縮症
- (3) 脊髄炎、脊髓疾患
- (4) 頸椎症、椎間板ヘルニア、頸および背神経病、脊髄空洞症など
- (5) 末梢神経疾患
- (6) 多発性神経炎（遺伝性、非遺伝性）、多発性局性運動性末梢神経炎 multifocal motor neuropathy など
- (7) 痿瘍症、前ジストロフィー、多発筋炎など
- (8) 痿瘍症に関連した下位運動ニューロン障害 ポリオ後症候群など
- (9) 佛頂瘡後症候群
- (10) 先天性多発性関節拘縮症
- (11) 特種前接合部疾患

3. 診断の判定

- 上記の(1)①②③すべてと(2)、(3)の1項目以上を満たし、かつ2つのいずれでもない

(厚生労働省神経変性疾患調査研究班（研究代表者：中野今治），2009 より)

うな所見を示す場合、遺伝子的に異質である可能性が高い。ここでは遺伝子診断が可能である SMA として、SMN 遺伝子に変異を示す SMA を中心に述べる。

■ SMA の分類

型	病名	発症経過	最高到達運動機能	遺伝
I	ウェルドニッヒ・ホフマン病 急性乳児型 SMA	発症 < 6 か月 死亡 < 2 歳	never sit	常染色体劣性
II	デュボヴィッツ病 慢性小児型 SMA	発症 < 1 歳 6 か月 経過 < 10 歳 (> 90%)	never stand	常染色体劣性
III	クーゲルベルク・ウェランダー病 若年型 SMA	IIIa: 発症 < 3 歳 IIIb: 発症 > 3 歳 経過: 緩徐 寿命: 短くない	stand & walk alone	常染色体劣性 まれに常染色体優性
IV	成人型 SMA	発症 > 20 歳 重症度: 多彩 寿命: 正常	normal	多くは孤発性 常染色体優性か 常染色体劣性

(厚生労働省神経疾患調査研究班(研究代表者: 中野今治), 2009 より)

疾患概念と病型

脊髄性筋萎縮症 (SMA) は、脊髄の前角細胞の変性による筋萎縮と進行性筋力低下を特徴とする下位運動ニューロン疾患である。体幹、四肢の近位部優位の筋の脱力、筋萎縮を示す。SMA の分類¹⁾としては、発症年齢、臨床経過に基づき、I 型、II 型、III 型、IV 型に分類される (図)。III 型に関しては、Zerres ら²⁾が 3 歳未満の発症を IIIa 型、3 歳以上の発症を IIIb 型としている。一方 IV 型は、成人期に発症し、進行が緩徐、呼吸障害や嚥下障害はまれである³⁾。I 型、II 型、III 型の大部分および IV 型の一部で SMN 遺伝子変異を認める。各型について以下に述べる。

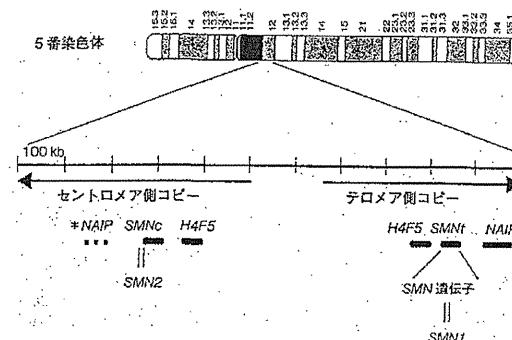
I型：重症型、急性乳児型、ウェルドニッヒ・ホフマン (Werdnig-Hoffmann) 病

筋力低下が重症で全身性である。妊娠中の胎動が弱い例も存在する。発症は生後 6 か月まで。発症後、運動発達は停止し、体幹を動かすこともできず、筋緊張低下のために体が柔らかいフロッピーインファントの状態を呈する。肋間筋に対して横隔膜の筋力が維持されているため、吸気時に腹部が膨らみ、胸部が凹陷する奇異呼吸を示す。支えなしに座ることができず、哺乳困難、嚥下困難、誤嚥、呼吸不全を伴う。舌の線維束性収縮がみられる。深部腱反射は消失、上肢の末梢神経の障害によって、手の尺側偏位と手首が柔らかく屈曲する形の wrist-drop (垂れ手) が認められる。人工呼吸管理を行わない場合、死亡年齢は平均 6 ～ 9 か月であり、24 か月までには全例が死亡する。

II型：中間型、慢性乳児型、デュボヴィッツ (Dubowitz) 病

発症は 1 歳 6 か月まで。支えなしの起立、歩行ができないが、座位保持が可能である。舌の線維束性収縮、手指の振戦がみられる。腱反射は减弱または消失する。次第に側弯が著明になる。II 型のうち、より重症な症例は呼吸器感染に伴って、呼吸不全を示すことがある。

■ SMA の原因遺伝子—SMN 遺伝子



上段に 5 番染色体、下段に染色体 5q13.1 における遺伝子地図を示す。
SMN : survival motor neuron (運動神経生存)

(Lefebvre S, et al. Cell 1995⁷⁾ より)

III型：軽症型、慢性型、クーゲルベルク・ウェランダー (Kugelberg-Welander) 病

発症は 1 歳 6 か月以降。自立歩行を獲得するが次第に転びやすい、歩けない、立てないという症状が出てくる。後に、上肢の挙上も困難になる。

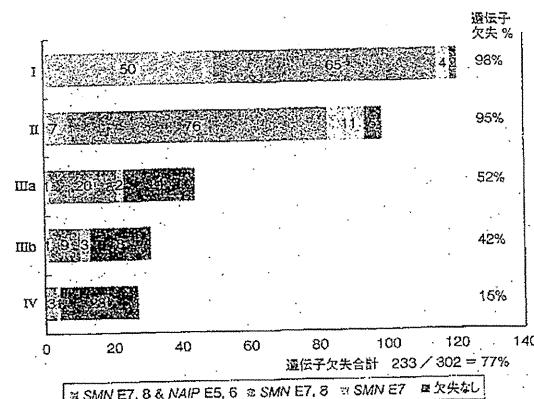
IV型：成人発症型

発症を 20 歳以上³⁾、30 歳以上⁴⁾、35 歳以上⁵⁾とする報告がある。小児期や青春期に筋力低下を示す III 型の小児は側弯を示すが、成人発症の SMA 患者では側弯は生じない。それぞれの型のなかでも臨床的重症度は多様であり分布は連続性である。

SMA の遺伝子、遺伝子診断

小児期発症 SMA (I 型、II 型、III 型の一部) の原因遺伝子は SMN1 (survival motor neuron 1) 遺伝子⁶⁾ であり、5 番染色体長腕 5q13 に存在し、同領域に向反性に重複した配列の SMN2 遺伝子も存在する (図)。SMN1 遺伝子は両親から受け継いだ欠失により発症する場合が多い。SMN1 遺伝子の下流には NAIP (neuronal apoptosis inhibitory protein) 遺伝子⁷⁾ が存在する。NAIP 遺伝子配列の一部はウイルスによって生じる昆虫の細胞のアボトーシスを抑制する蛋白質と同一性を示しているため、SMA の病因が神経細胞のアボトーシスと関連する可能性が考えられている。成人発症 SMA (IV 型) は筋萎縮性側索硬化症 (amyotrophic lateral sclerosis: ALS) との関連が議論される。ALSにおいて上位運動ニューロン徵候を伴わない例は SMA IV 型の可能性

■ SMAにおけるSMN遺伝子欠失とNAIP遺伝子欠失(自験例)

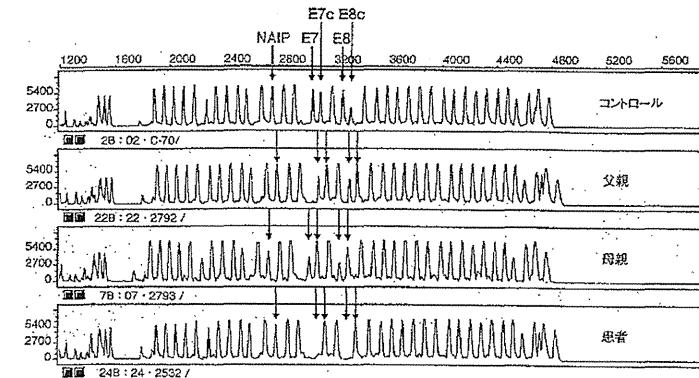


がある。原因遺伝子は *SMN1* 遺伝子変異（欠失または遺伝子変換）が約 15 %に認められるが、原因遺伝子が未確定な症例が多い。ALS 患者では *SMN1* 遺伝子重複の報告もある⁹。

小児期発症 SMA の原因遺伝子が明らかになったことによって遺伝子診断が可能になり、臨床症状や経過から SMA の可能性がある場合に、筋電図や筋生検などの侵襲的な検査より優先して実施し、確定診断をすることが可能になった^{10,11}。われわれは SMA 302 家系のうち 233 家系 (77%)、I 型 101 家系中 99 家系 (98%)、II 型 99 家系中 94 家系 (95%)、IIIa 型 44 家系中 23 家系 (52%)、IIIb 型 31 家系中 13 家系 (42%)、IV 型 27 家系中 4 家系 (15%) に *SMN1* 遺伝子のエクソン 7, 8 の両者またはエクソン 7 のみの欠失を認めた(■)。NAIP 遺伝子のエクソン 5, 6 の欠失はわれわれの結果では、302 家系中 59 家系 (20%)、I 型 50 / 101 家系 (50%)、II 型 7 / 99 家系 (7%)、IIIa 型 1 / 44 家系 (2%)、IIIb 型 1 / 31 家系 (3%)、IV 型 0 / 27 家系であり、これらの例は *SMN1* 遺伝子も欠失していた。

一方、*SMN1* 遺伝子のエクソン 7 のみが欠失している SMA の II 型と III 型において、*SMN1* 遺伝子のエクソン 7 の 1 基基が *SMN2* 遺伝子のエクソン 7 の配列と同様に変換されていたことが明らかになった¹⁰。したがって、*SMN1* 遺伝子のエクソン 7 は欠失していたのではなく遺伝子変換されており、重症な I 型ではホモ接合性に *SMN1* 遺伝子のエクソン 7 とエクソン 8 の欠失を有しているが、軽症の II・III 型では *SMN1* 遺伝子のエクソン 7 が *SMN2* 遺伝子のエクソン 7 に変換されることによって症状が軽症である例も存在する。

■ Multiplex Ligation-dependent Probe Amplification (MLPA) 法による SMA の遺伝子診断



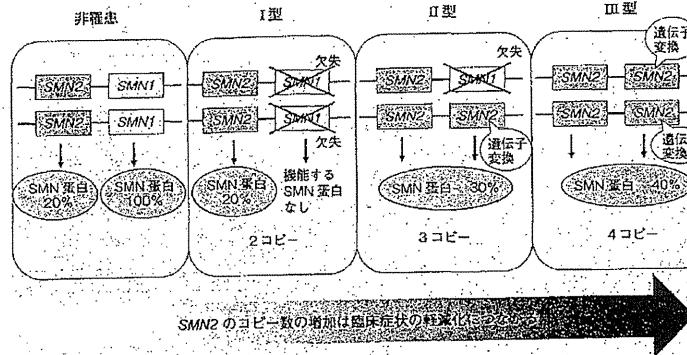
最近は、■のように Multiplex Ligation-dependent Probe Amplification (MLPA) 法によって、遺伝子量も明らかにできるようになり、保因者診断も可能となってきた¹²。

SMAの臨床的多様性と遺伝子的多様性

SMA の I～IV 型の臨床像の幅については、■のように *SMN* 蛋白質の発現量、すなわち *SMN2* 遺伝子がどの程度、*SMN* 蛋白質を産生するかで説明できる。臨床像が軽症の場合、*SMN1* 遺伝子欠失ではなく遺伝子変換により *SMN1* 遺伝子が *SMN2* 遺伝子になること、すなわち *SMN2* 遺伝子の遺伝子産物の量が多くなっている。正常では *SMN* 蛋白量が 120 %であるとすると、SMA I 型は 20 %、II 型は 30 %、III 型は 40 %と考えられ、臨床症状の重症から軽症の幅の説明となっている¹³。

SMA に似ているが、典型的 SMA とは異なる病程、病態の疾患が存在する。染色体 5q のマーカーに連鎖しておらず、また *SMN* 遺伝子の欠失も示さず、SMA プラスバリエントというカテゴリーに入る例が存在している¹³。これらには、SMA + 横隔膜麻痺、SMA + オリーブ橋小脳萎縮症、SMA + 先天性関節拘縮などがあり、これらの遺伝子は染色体 5q13 にはない。また、常染色体性優性遺伝形式の SMA の報告もあるが、この遺伝子も 5 番染色体にはない。このうち、SMA + 横隔膜麻痺の遺伝子は染色体 11q13.2-q13.4 に存在する免疫グロブリン結合蛋白 2 (*IGHMBP2*)、SMA + 先天性関節拘縮は染色体 5q35 のマーカーとの連鎖が報告されている。さらに IV 型については、複数の病因を考えられる。その一つとして、上肢の遠位筋優位なデュシェンヌ・アラン型、distal SMA、progressive muscular atrophy (進行性筋萎縮症)

■ SMA の型による症状の差の説明

(Wirth B, et al. *Hum Genet* 2005¹² より)

とされる症例の存在があり、vesicle-associated membrane protein-associated protein B / C が原因遺伝子の ALS である Finkel type SMA (ALS8) との異同が興味深い。

治療研究

SMN 遺伝子は、その full length として蛋白質 SMN の合成に関わる SMN1 遺伝子と、エクソン 7 がスプライシングにより抜けて SMN 蛋白質の合成に至りにくい SMN2 遺伝子から成っている。SMA の根本治療は、ALS の治療法の開発と並列した運動ニューロンの消失に対する治療法から SMN 転写産物量を増やす目的のヒストン脱アセチル化酵素阻害剤、酪酸ナトリウム、フェニル酪酸、バルプロ酸（デバケン[®]、バレリン[®]）などが検討されている。さらに、SMN2 RNA の選択的スプライシングに対して、エクソン 7 をスプライスさせない薬剤としてアンチセンスオリゴヌクレオチドの開発が進んでいる（B）¹³。欧米に続きわが国も国際共同治験への参加を検討している。

結論

脊髄前角細胞の変性による筋萎縮と筋力低下を特徴とする常染色体性劣性遺伝病である SMA の臨床、原因遺伝子、遺伝子診断に関する臨床的意義に関する最近の知見を述べた。小児期発症例の I 型、II 型では SMN 遺伝子の示モ接合性欠失は SMA 患者の 90% 以上で認めている。3 歳未満発症の IIIa 型より 3 歳以上の発症の IIIb 型のほうが SMN 遺伝子欠失の割合は低く、成人発症例である IV 型では、さらに SMN 遺伝子欠失例は少なかった。成人

■ SMA の分子病態の標的治療への発展

(分子) 病態	治療ターゲット	治療アプローチ	治験・臨床研究
臨床症状	対症療法	理学療法、内科・外科治療	—
運動ニューロンの喪失	神経保護 遺伝子交換	神経栄養因子 ガバベントン、リルジール、オレスキサイム (TR019622)	—
SMN 蛋白質の欠損	SMN 蛋白質の安定化	インドプロフェン、プロテアソーム抑制剤、ボリフェノール	—
全長 SMN 転写産物の減少	SMN 転写産物量を増やす	ヒストン脱アセチル化酵素阻害剤、フェニル酪酸、バルプロ酸、ヒドロキシカルバミウム、フェニル酪酸、サルブタモール、プロラクチン	—
SMN2 RNA の選択的スプライシング	エクソン 7 をスプライスさせない	アンチセンスオリゴヌクレオチド、PTC Therapeutics 新薬、テトラサイクリン	ISIS Pharmaceuticals の新薬開発
SMN 遺伝子変異	SMN1 の補充	—	—
運動ニューロンの喪失	細胞治療	幹細胞	—

発症の SMA IV 型の成因は遺伝子学的にも heterogenous であると推定される。NAIP 遺伝子欠失は、IV 型では認められなかつた。小児期発症の SMA において SMN 遺伝子の役割を明らかにすることは本症の治療法の開発においても重要である。また、成人発症の SMA の原因是解明されていない。脊髄の細胞レベルにおける SMN 遺伝子の発現、その機能の解明とともに、成人発症の SMA の臨床の分析と成因の究明が求められる。

(斎藤加代子、久保祐二)

文献

- Munsat TL, Workshop report. International SMA Collaboration. *Neuromusc Disord* 1991;1:1-81.
- 斎藤加代子ほか. 神経性筋萎縮症の臨床の分析と遺伝子解析. 厚生労働科学研究所費補助金（遺伝性疾患克服研究事業）神経変性疾患に関する調査研究班 平成21年度研究報告書. 2010, pp.104-107.
- Zerres K, Rudnik-Schoneborn S. Natural history in proximal spinal muscular atrophy. Clinical analysis of 445 patients and suggestions for a modification of existing classifications. *Arch Neurol* 1995; 52: 518-523.
- Zerres K, et al. Genetic basis of adult-onset spinal muscular atrophy. *Lancet* 1995; 346: 1162.
- Brahe C, et al. Genetic homogeneity between childhood-onset and adult-onset autosomal recessive spinal muscular atrophy. *Lancet* 1995; 346: 741-742.
- Pearl JH, et al. A clinical and genetic study of spinal muscular atrophy of adult onset: The autosomal recessive form as a discrete disease entity. *Brain* 1978; 101: 591-606.
- LeFebvre S, et al. Identification and characterization of a spinal muscular atrophy determining gene. *Cell* 1995; 80: 155-165.
- Roy N, et al. The gene for neuronal apoptosis inhibitory protein is partially deleted individuals with spinal muscular atrophy. *Cell* 1995; 80: 167-178.
- Blawie HM, et al. SMN1 gene duplications are associated with sporadic ALS. *Neurology* 2012; 78: 776-780.
- 斎藤加代子ほか. 神経性筋萎縮症の臨床と分子遺伝学. 東京女子医科大学雑誌 2000;70(臨増 1): E2-E9.

- 11) Ito M, et al. Phenotype-Genotype correlation in Japanese spinal muscular atrophy patients: Analysis of DNA and mRNA of the SMN gene. *J Tokyo Univ Med Univ* 2004; 74: 167-178.
- 12) Wirth B, et al. Mildly affected patients with spinal muscular atrophy are partially protected by an increased SMN2 copy number. *Hum Genet* 2006; 119: 422-428.
- 13) Rudnik-Schöneborn S, et al. Clinical spectrum and diagnostic criteria of infantile spinal muscular atrophy: Further delineation on the basis of SMN gene deletion findings. *Neuropediatrics* 1996; 27: 8-15.
- 14) Hua Y, et al. Peripheral SMN restoration is essential for long-term rescue of a severe spinal muscular atrophy mouse model. *Nature* 2011; 478: 123-126.

死ぬ意味と生きる意味
—難病の現場から見る終末医療と命のあり方

浅見昇吾／編
Shogo Asami

難病の現場から見る終末医療と命のあり方

浅見昇吾／編

005
上智大学新書
Sophia University Press
S U P 上智大学出版

9784324096772

1920047011205

ISBN 978-4-324-09677-2
C0047 ¥1120E
定価(本体1,120円+税)

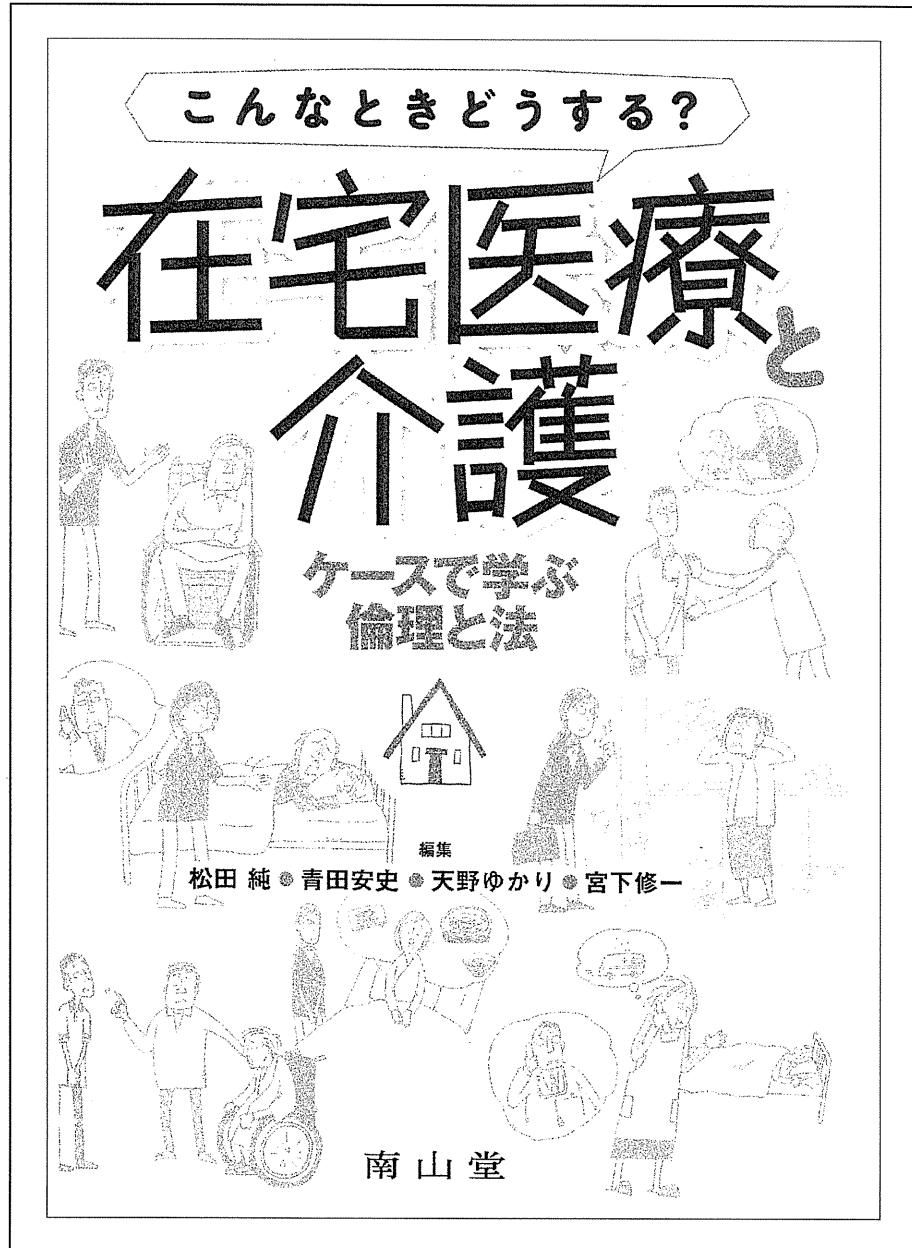
◆主要目次◆

序 章	難病を考える	浅見 昇吾
第一章	社会組織に於ける障害者論(序説)	船後 靖彦
第二章	「難病」と社会政策	大野 更紗
第三章	障害者制度改革と障害の社会モデル、エンパワメント	尾上 浩二
第四章	「生きる」を支える	小館 貴幸
第五章	難病を支え合う	中山 優季
第六章	「生きる力」を支える事前指示書(リビングwil)のために	川口有美子
第七章	病と障がいの母を看取って	入江 杏
第八章	声を上げる患者たち	細田満和子
第九章	医療への社会学的まなざし	藤村 正之
第一〇章	ケア的発想とは何か	大橋容一郎

発売 ぎょうせい
[5300208-00-000]

【内容紹介】

難病や障がいを抱える当事者や看護・介護に関わる人々、また死生学や医療倫理の研究者等、様々な立場の方々のお話から「難病」の問題に迫り、終末医療と命のあり方について考える。同タイトルの上智大学公開講座の講演内容を収録。



巻頭インタビュー ケアする人々

「これまでの福祉」から「これからの中の福祉」へ
鍵は「当事者との出会い」「台所感覚」「福祉マインド」

潮谷 義子 川口有美子

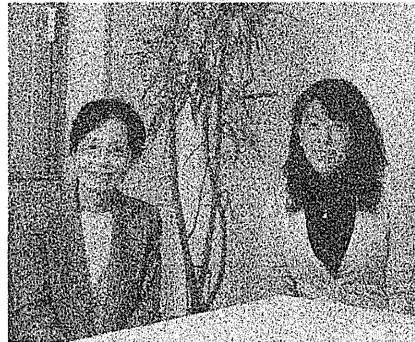
訪問看護と介護

第19巻 第2号 別刷
2014年2月15日発行

医学書院

INTERVIEW

ケア人々



日本社会事業大学理事長、元・日本高知県
高知市議会議員 潮谷義子さん

潮谷義子さん



日本ALS基金理事、NPO「ALS/MNDナポートセンターさくら会」理事、
高知介護会議所「高知介護福祉サポートセミ」代表取締役

川口有美子さん

中高年・中負担。あるいは低福祉・中負担と言われる日本。
社会保障制度改革がむなしかで、「負担」は確かに消える見通しだ。
では、「負担」はどう変わっていくのか?

長い歴史の脈絡に身を置いてみると、一派は本邦知事会を務めた潮谷さんは、
現地感覚をそのままに福祉行政を押し進めた。

一方、J3軸側の在宅介護を経てALSの母親を自宅で看取った川口さんは、
現在、患者さんたちの支援に奔走している。

2人に共通するのは、障害や難病を抱える人たちを支えながら、
支え返されてきた何かの感覚だ。

自認、直立歩行困難な人にとって、歩きづらい時代にはならない。

人がめざす「これからの福祉」に必要なものは?

厚生労働省 医学書院編集部

日本看護学会会報 Vol.19 No.2 2014

131705/14/26/07/07/COPY

潮谷　ずっと編集の現場にいました。福井は私の
ライフワークだったんです。そのときは、まさか
自分が県知事にならうとは思いもしませんでした。

三日

翻谷 アルベルト・シニバイツァー（1875-1965、フランスの神学者、哲学者、医師。一生を通じて医療と伝道に努めたに憧れなんですよ。今では『伝記



潮谷義子（しおたによし

1939年、佐原出生。1954年、社会事業大學生として社会福祉専門入学。門入を卒業後、1956年に社会福祉士に登録。1964年に大分県立のいはらわ社会福祉専門を卒業。1971年に鶴岡・わかもと学園。1972から慈恵乳児保育ホームに27年間勤務する。1979年の當時の鶴岡市議会・鶴島聰二氏（自民党）に鶴岡市選出政策のブーンとして抜擢され同じ期始めて、2001年に、同記事の歴史を受け、大阪府の阪東庄屋11代に事に次ぐ日本公職の女性として熊本県議院議員（県議会所属、自由民主党、公明党連携）となる。2004年に同閣僚再選（同席）。2008年に尾崎知事に退後後、熊本県議院議員選挙候補者として立候補し落選。2008年に長崎国際大学客員教授。2012年には長崎県立大学客員教授。2012年から現職。著書に『保健医療、経済多教』、『クリチバン』、中高生用で洗練を受ける。原石の「人生に重きを准ずる」、混沌と豊かで、またも因縁をハシゴする道の方から深く学ばざる私の姿勢を送る。趣向は旅行と詠歌が好きで、それを友人に出售する。古は夫婦干糞かんをすると氣が済むて列車に乗っていましたが、今は新幹線時代でお金がかかるのでやめました。

当時は、女性が高校に行けるのも珍しい時代でした。でも私は、どうしても大学に行きたかった。周囲に反対もされましたし、高卒後就職の就職先も決まっていたんです。母が心臓病持病を抱えていて、経済的な余裕もありませんでした。でも、当時の先生の後押しさで、賃貸から転居。お金のおかげで、1968年、「いま」実業家を務めている日本社会事業大学に入りました。私は、入学して初めての授業で、「いま」つまりしまったんですよ。(二)は農業を学ぶところではない。社会事業は「農業とは違う」という話があって、「これは大學を間違えた!」と。でも保証人に迷惑を留められて、「無事に卒業できました。(笑)」その後に勤めた佐賀大分県営では、社会福祉主事として福祉六法(生活保護法・児童福祉法・母子

川口 そのつと羽白の矢があたり、そのつと周開
に支えられたござらねたんですね。
藤谷 本当に支えられました。歎詠家の藤森さんは
りませんし、私が頼りないですから、支えなければ
ばと思ってくださったのだと思います。

「ハーサルティザン」の歴史

——県知事として、どういった取り組みを？
　谷容　私が県政の目標に置いたのは、創造にあふれる、いちのばや精神打の原点でござりました。なつて少女趣味的自慢がとても書けられたのですけれど（笑）、私は福祉の現場に身を置くなかで、「誰が本当に利心でなければならぬか」ということを本的に利用者のみなさんに教えてはいましたね。その人たちが活動しましと創造する力を發揮できるよう県民を中心の政治をしていきたかったのです。
　県政の柱には「ユニーク・サルデザイン」を掲げました。バリアフリーは主に障害者だけを対象としまが、ユニバーサルデザインは老若男女、障害者の有無に関わらず、誰もが利用しやすい環境整備をす、もとよりバリアをつくらないという趣義想をもたらします。県内にて新築を重ね、ユニバーサルデザインの視点をもつ施設は財政カットの対象にすると

（前略）に関わる仕事でした。その後一番悪くいたのは乳児院です。身寄りのない子どもたちだけでなく、多少の知的障害をもつ子もいたのですが、彼らは本当に慈愛らしい穎を持っていた。子どもたちには、とても多く力を教わらされました。また、社会的仕事は、とても多くの不公平があった、未熟の母といわれる人々がどれほどの苦労をして、強いられるかを感じた時期でもありました。

川口 ところが一転、なぜ県政だ?

鶴谷 敷数少ない縁と、福岡と共に取り組んできた仲間たちの応援あってのことです。

きつかけは1999年、当時の熊本県知事・福島謙二さんから、思いがけず「副知事に」と要請されたことです。県本部は全国に先んじて高齢化が進んでおり、行政内に福利厚生が必要だらう

お出でにならぬまでは、なんなら定期検査を始めた（笑）。
地方公権一括法（いわゆる「さくらの法」）が施行されたばかりでもあります。
県外転員には「国に対し、更始ではなく、政策提
出ができる原になるう」とおっしゃいました。そ
のひとつが、義塾学校に看護師を配置する事業で
す。被の吸引など医療的ケアを必要とする子ども
たちは、お母さんの付き添いなには義塾学校に
行けない現実がありましたから。後日、お母さん

か書かれています。それまでは、当たり前の生活を送っていました。そのことを改めて突きつけられた結果であります。

当たり前の生活を当たり前にできるとうと
は「権利」と私は思っています。そういうう
ちに金を使つて済ましたと思われます。でもあるんだけ
れど……。誰ひとりとして自己実現を妨げられ
ないということが「ユニバーサルデザイン」であ
り、やはり地域行政が革先して取り組むべきこと
だと私は思います。そのうえで、住民やNPOの方
々等とのパートナーシップを築いていくことを大
切に思っています。

別に私は ALS (筋萎性側索硬化症) の母を長
らく在宅で介護したことから通報が流轉して、今
はALSの患者・家族の支援を行っています。AL
Sの患者がいたら、どうて機の便利などの行為を

をおもひだつたこともあって、福島政界は本気で取り組まれたいと思されていました。福島の現状を離れたくない思いもありましたね。皆吉県女性も男性も政策決定の場での適切力をもたなければなりません。自分で言つていましたので、最後はほんとでした。

はほんとでした。

福島知事のお話をいたいたいとの同じ日に、福島知事が急逝されました。その方御棺に引き難いもうにご各方面から拝んでいただき、知事になつたのが2000年です。選舉運動では、とくに女性たちの応援は頼みしかつた。おにぎりやおはぎ、お粥もなんとかどんどん差し入れしてくれたり、ちょっと普通の選舉事務所とは違うお祭り感でしてたよ。まるでお台所が焼き出しみたいな笑)。お

30年近く東京新宿御園山公園に
暮らしてきました。すると、皆様を中心には
ボートのネットワークができてきて、いまやそ
の地域全体でケア提携者の技術が向上してきました。
重い障害をもつ病人が病院や施設ではなく地域で

普通に暮らしていると、それが当たり前だし、そのサポートを市民がするのも当たり前、という雰囲気が育っています。

これがどうしてか、高齢化が進んで、人間が最期まで当たり前に住める地域を育んでいくことは急務です。治らないのに多くの医療支援を必

「医療」と「死」の歴史

うおじや、「町そのものが育つきました。たとえば商店街で、赤ややん連れの人がミルク用のお湯をもらひえるとか、お年寄りがちょっと休めるベンチが置かれていたり、障害物をもった子やお年寄りたちが車椅子で楽々と歩けるようになります。そういうことが当たり前になつていて。それが、ユニークサルデザインなのだと思います。

2003) を詳説して、とても感銘を受けました。まず、あなたのお母様が素晴らしい。橋本さんと同じように、お母様も自らケアプランを立てたり、支援のネットワークをつくれていたんですね。

川口 母には脳血管性認知症の姑の在宅介護をし、経験があって、発症当初は家族には苦心をかけたくない、と思った。発病する直前まで地域医療のネットワークづくりをするような取り組みをライフワークにしていましたので、そのときの仲間たちも少なからずいたのです。それでも、AL症になつて非常に怒りっぽくなってしまった時期があるて、みんなさん一度は離れていくこともありました。

ならないという決まりがあつたんです。すでにばたきと文字盤を使つてしかコムニケーションもそれなくなつていだ母にとって、これは無理難題でした。私は「娘が代筆」と、運営管理委員にはどうせわからぬから」と、いわば家族の中で解決してしまおうとしたのですが、母は頑として譲らなかつた。「みんなは目をつぶるかも知れないけれど、このままでは手足の絆えた人は投票のたびに黙をつかねない」と、かかりつけ医が母の心の想いに寄り添つてくれて、新聞記者を母のベッドサイドに呼びつけることになりました(笑)。そのあと、日本ALS協会の人

INTERVIEW | ケア人々

に母は、社会にむけで出る事にならんんですね。そのときからです。母が元気を取り戻し始めたのは、
川口　たとえ選ばれは恩寵離合才力でも、その周囲
にいる人を育ててくださるという意味で、ちゃんと
と社会的な役割は担える。そして、それが人間開拓
だと思うんです。

潮谷　私は、あなたの本に、ちつともやへん
出合えていたらず本当に喜んでますよ。というの
は、実は最近、誕生の父さんが今からを誕生日
となく「亡くなってしまった」といふ意味で、ちゃんと
やついた優秀な女性で、愛妻運動のよきおおは
いに力になってくれました。

彼女はとても意志が強く、入院も気管切開もす
べて拒んで、まるで死に急ぐやうでした。川口さ
んのお母様と同じ、進行の速いタイプのALSを
だったかもしません。だけど泣かない身体
を語ると、たとえ人工呼吸器をつけたからではない
生き生きとしたところが、がんばったのではないか
と思つて使ひこなしている人も多いです。

潮谷　本当に残念でした。もうちょっと頼ってほ
川口　本当に残念ですね。一度は人工呼吸器を拒
みやが、いつたん受け入れたあとは、体の一部だ
との役割を果たしてくれただろかと思うのです。
もし彼女が生きていってくれたら、これからどれほ
くの人生を楽しんでくれたのではなか
れません。

かつてはいなくて、力になつてあげられなかつた。
川口 とても優秀で、自立して生きてきた女性
だつたからこそ、弱い部分を見ることができな
かったのももせません。

鶴谷 今こそ「弱さ」を互いに共有していく社会
になつていく必要があると思います。「がんばれ
がんばれ」と鼓舞されがんばつてきて、気づけば
日本は世界一の超高齢社会です。がんばれがん
ばれ」と育てられた子どもたちは、がんばれ
ない大人の存在を否定せざるを得ないのではないか
と思います。当たり前に弱くていいんだ
よ」という価値観を共有していく努力をしなくて
はいけない時機が来ていると思うのです。

それを実感で教えてみたところ、やつ
ぱり障害をもつ人たちなんですよね。たとえば、
精神障害をもつ方の電話相談を受けるボランティ
アを以前やつてきました。なかにはいつもかけて
くる方がいるのですが、あるとき「今日の声はい
つも違うね、疲れているのでしょうか?」と朗々と
般若心経を読んで聞かせてくれたことがありました
。電脳代者がさんでいくのを止めにせざつにね。電
話カウンセリングをめぐらしているのは私たちはず
なのに、逆に励まされ慰められていくんですね。『福
祉』をやつしていると、そういうことが本当にしば
しあります。

に、私たちには「自分にできる」とことを学ばせていました。A-L-Sで亡くなった友人にも、もう少しうれしてもらえたことがあった、私にやることができることがあったのにと悔やまれるのです。

川口 私は、A-L-Sの患者さんたちに、とにかく話を発言していくだけにしていました。この前の前も、東アジア難船救援ネットワークの築に関わる国際シンポジウムのため、人工呼吸器と胃ろうのケアが必要なA-L-S患者さん3名と一緒に家族と一緒に友人ら20名の団体で、韓国へ出かけてきました。一般的には終末期と言われるような状態でも、彼らが立派に楽しく講演する姿を見せるだけで同じ病気の人や支援者は励まされるようです。「人間の可憐性は許り知れない」ということを伝道していかなくてはと思っています。

「みなし最期」の恐怖

川口 最近、政策立案の現場で、改めて「自立」や「自己決定」が強調されるようになってしまっていることに危機感をもっています。

渕谷 「自立」って、自己完結できるものではなく、むしろ自分に足りないものがあることを考へ、それをいろいろな人に支えてもらっていくべきだ、それ私は思います。あまり「自立」や「自己」が強調されすぎるのは、生き方を狭く古びさせてしまってはいけないからです。

“みなし最期”の恐怖

川口 最近、政策立案の現場で、改めて「自立」や「自己決定」が強調されるようになってきたら、それに危機感をもっています。

渕谷 「自立」で、自己完結できるものではなく、より足りないところを補う、それをしていろいろな人に支えてもらっていくにはないか、私は思います。あまり「自立」や「自己」が強調されすぎるのは、生き方を狭くしちゃうせいでしまうのではないか。また、その狹い範囲で「自立」決



川口有美子（かわぐちゆみこ）

1962年、東京都生まれ。1995年、母親がALSを発症し、当時暮らしていた茨城県で緊急孤立困窮者支援センターに自ら訪問して介護知識「有隣会」アサボキモードを起ち上げ、13年間にわたり在宅介護の実践者として活動。2007年に自宅で昏睡となった後、日本ALS研究会およびNPO「ALS/MNDサポートセンターさくら会」の理事長として、恩師・家族支援に努める。2010年著書『死にかなない身體一ALSの日常を生きる』(医学書院)、2003年『第41回大妻学園・ソーラン祭り』(医学書院)など著書多数。2013年に立命館大学先端総合医療学研究開拓博士課程修了。ALSにおける治療選択の国際比較をテーマとした同博士論文は「海外通路費賃食費を貰受」。日々の開心事は、「歯科治療の見直しによって短縮された」ということ。治療方針や治療法に対する意見がどのように変化していくか。「歴史的治療法に対する市民の会」の世話係も務める。来春には、「バイオ・ダイニング」から、「これまでになく新しい仕組みによる「児童の意思伝達装置」が商品化される予定。その研究班(厚生労働省難治性疾患対策研究事業)の分担研究者として、海外に日本のロボット技術による難病ケアをアピールするのも夢だ。

「医療感覚」「医療社会」「医療行政」

定」を頂くなど、医療が社会を變へする方向

に傾き立つてゐるのは珍らしくないが。

川口 ふつばは、「人土離職感をひかぬ／いかな

る」[匂ひのを越む「造らぬ」など、かく西田]

洪洋多説もおがいひす。せんじた西田は決定した

おはせ 白髪で決めたことなどない。うがへる

おはへるが、かぐやあなたを家庭の責任でやつね

ねれいはざらあおほせや。

現名 シン前に私の母が、風邪をひいたのに胸

痛・腰痛をひいて入院したんです。一時は食

事の水分をとれない状態になつて、「お母様で

じゆのん」など、おはせ

死の恐怖で退院したと言われて、在宅介護をひ

きめつけ思ひもありませんでしたし、愕然とひし

かしました。

母は、健闘であるため一世の医者は由田口

真二」と曰ふが、昔からひつたたひな人でした。18

歳のときから、久々すこ察銭を口に持き口

へしてきたところです。その人が、体力

も何も失つた状態で、そのまま死なせてしまひ

る無念で無念で、歎息を零す者と涙をかぶんだ

やつて悲號をきかれた日、医師だけではなく看護

士、リハビリ職や医療衛生士、社会福祉士、

まご多職種が集まつてカンファレンスを開いて、
現名 人間の尊厳についての教育を深めてい

ださりたんです。そして、チームアプローチの方

針が明確に示されればよい。とくに薬剤が問題だ

たばかり、その調整がなされました。せんじたば

おはせの回復して、医療班のような無駄な休

むだ。今はその病院の敷地内にあるカナバハウス

で、自分で電椅子も操作で元気に過ごしてます。

おはせは、一度は最期が近いと言わされた人が、

だんだんとおはせの、だよる、あれは、なんじだ

だいたんだよ。医療や環境がより方によってつべ

られた状況のなが、そのまま死なせてしまつて、

だんだんとおはせの、と思うねされた人が、

今、医療者をはじめ、まわりのみなさんが母を大

事にしてくださるのを見ている、私が改めて母

が愛おしくなるんです。医療者が死を待つていろ

状況では、家族もまたうとうぜざるを絶えな氣氛が

になっていきます。人が死に至るプロセスじぶ

れくら人間としての尊厳を守りて関われるか、

それによっておはせの命が守られるべきだ

ねりやめられしものだと想うから。

現名 おはせの法人「高齢社会をよくする女性の会」(現

団体)、医療職など医療のほうが、むしろ退院

退院を希望しない結果にならなかった。同時に

に、「かくらねが」へ戻りましたが、

三口 「終末期」といふのは、うつ病といふ状

態なのかな。医療班をはじめ看護者や環境によつて、

それが左右される状況があるのもうつ病ですが、

それが多様な形で現れることがあります。

現名 人間の尊厳についての教育を深めてい

てはならないですね。

川口 支援者の問題として、もうひとつの現象

のは、ボランティアのあり方です。超高齢社会

ですから、とても専門職だけで手を足りません。

おはせは、一度は最期が近いと言わされた人が、

だんだんとおはせの、だよる、あれは、なんじだ

だいたんだよ。医療や環境がより方によってつべ

られた状況のなが、そのまま死なせてしまつて、

だんだんとおはせの、と思うねされた人が、

今、医療者をはじめ、まわりのみなさんが母を大

事にしてくださるのを見ている、私が改めて母

が愛おしくなるんです。医療者が死を待つていろ

状況では、家族もまたうとうぜざるを絶えな氣氛が

になっていきます。人が死に至るプロセスじぶ

れくら人間としての尊厳を守りて関われるか、

それが左右される状況があるのもうつ病ですが、

それが多様な形で現れる状況があるのもうつ病ですが、

それが左右される状況があるのもうつ病ですが、

それが多様な形で現れる状況があるのもうつ病ですが、

「医療感覚」「医療社会」「医療行政」

川口 支援者の問題として、もうひとつの現象

のは、ボランティアのあり方です。超高齢社会

ですから、とても専門職だけで手を足りません。

おはせは、一度は最期が近いと言わされた人が、

だんだんとおはせの、だよる、あれは、なんじだ

だいたんだよ。医療や環境がより方によってつべ

られた状況のなが、そのまま死なせてしまつて、

だんだんとおはせの、と思うねされた人が、

今、医療者をはじめ、まわりのみなさんが母を大

事にしてくださるのを見ている、私が改めて母

が愛おしくなるんです。医療者が死を待つていろ

状況では、家族もまたうとうぜざるを絶えな氣氛が

になっていきます。人が死に至るプロセスじぶ

れくら人間としての尊厳を守りて関われるか、

それが左右される状況があるのもうつ病ですが、

それが多様な形で現れる状況があるのもうつ病ですが、

モルヒネの倫理的で慎重な 使用の可能性について



NPO 法人 ALS/MND サポートセンターさくら会事務局長
日本 ALS 協会理事
㈱ケアサポートモモ代表
かわぐち ゆきこ
川口 有美子

ALS にもモルヒネが使われている。疼痛緩和に効くというモルヒネだが、その過量投与による呼吸抑制やその他の副作用について患者家族はどのように説明され、どう理解しているのだろう。呼吸器装着後の患者に対する使用例もあるが、本人が納得していないなどインフォームド・コンセントの在り方には問題がある。ALS では患者自身による評価が難しいモルヒネによる緩和ケアだが、専門医に推進して欲しいのはモルヒネの積極的な処方というよりも使用において倫理的かつ慎重になることであり、患者家族になぜモルヒネを使いたいのか、ほかの方法はないのかと問うことである。

ベルギーの研究グループによる 2013 年の調査では看取りの資格を持つ医師 6927 人のおよそ 22% が、終末期 (end-of-life) や鎮静のタイミングを自分で決めて、死の間際でなくとも死なせていることがあり、終末期の鎮静では 79.7% が患者の同意なく行っている、緩和の意味がよくわからないまま鎮静を行っているという結果が出た。緩和ケアとして行われるモルヒネの使用に関しては患者もよく学び慎重でありたい。

1. ALS の場合 呼吸苦は末期ではない

がんの末期に使われてきたモルヒネが、2011 年から非悪性疾患の ALS にも保険適応された。だが、忘れてはいけないことがある。それは緩和ケア＝モルヒネ＝癌やかに看取るために終末期ケアではないということだ。ALS には末期がんとは異なる「人工呼吸器をつけて長く生きる」という選択肢がある。だがモルヒネは過剰に投与すれば呼吸抑制がくる。その副作用が ALS の看取りに（致し方なくかもしれないが）使われているケースがある。本論では

ALS の呼吸筋麻痺による呼吸不全を終末期ではなく呼吸障害とする視点からモルヒネをめぐる問題について考えてみる。

2013 年 12 月 29 日讀賣新聞「医療ヘルネッサンス」の見出しへは「ALS 息苦しさ緩和」であった。ある高齢の女性患者は「モルヒネで苦痛を取り、孫のいる自宅で過ごすことができた」とあるが、ALS 患者の多くの場合はモルヒネを使わなくとも自宅で過ごしており、痛みもがんの末期のような激痛というのではない。この記事では ALS にもモルヒネを使わなければ自宅療養できないという誤解が生じる。「生きているうちに苦しみなく、生きたい」という ALS 患者がだが、死が避けられないとうわけではない。苦しさも気管切開による人工呼吸療法 (IPPV) やそれに伴う様々なケアで緩和し、長く寿命が尽くなるまで生きられる。だがモルヒネを投与され続けると止められなくなり、必ず死に至ることになる。

2. 早期から終末期のためのプログラム

ALS の緩和ケアもがんと同様で死を目的とはしない。その苦痛は理学的・機械的に解決することができ難治性ではあるものの多職種連携のチームによる対症療法が確立している疾患である。モルヒネを早期から導入することが言われている。しかし、患者はその行きつく先をどのように説明されているのだろう。2002 年の WHO の定義では「緩和ケアは生命を脅かす疾患に起因した諸問題に直面している患者とその家族の QOL を改善するアプローチで、痛み、その他の身体的、心理的、スピリチュアルな諸問題の早期かつ確実な診断、早期治療によって苦しみを防止し、苦しみから解放することを目標とする。」とあり、早期からの緩和を目指している。早期からモルヒネを投与していくことにより生命予後がいいという報告もある*。だがそれは徐々にモル

ヒネに慣れし息苦しさを感じさせないようにしながら看取っていくプロセスを始めるということでもある。痛みがないことはいいことだが、これは呼吸器をつけないプロセスへの導入である。呼吸器装着には呼吸苦の自覚は必要不可欠だ。生存を脅かす息苦しさを自覚するから気管切開という段階に進める。だから人工呼吸器という選択肢を残すのであれば、早期からモルヒネで苦痛を緩和することについては慎重でなければならない。呼吸筋麻痺を機能障害とする障害学の視点から緩和ケアが語られることは少ないが、言なれば下肢に障害があるから重い仕事を使うのと同じで、呼吸障害があるから人工呼吸器をつけるということになる。このように考えると終末期の看取りを見据えて早期からモルヒネと使う必要があるというのであれば、それはおかしなことである。

3. 前向きに生きていくことを支援するため

日本では医療保険が人工呼吸療法をカバーしているので生活保護の人でも人工呼吸器を選ぶことができる。早く「絶対に人工呼吸器を装着しない」という決断をする必要はない。患者には迷うこと、決定を変更することも最後まで許されているはずである。ほとんどの患者は生死の決断を迷う。だから人工呼吸器の装着を少しでも迷っている間は依存性があるモルヒネを始めることには慎重であるべきである。他の方法、たとえば理学療法や心理的サポート、介護制度や所得保障の導入などで患者家族の不安の解消を図ることで身体的心理的社會的な痛みは解消しようとすることができる。死の恐怖から呼吸苦が発生しているケースは少なくないが、それをモルヒネで解決しようとするのではなく、呼吸器の選択にかかる前向きに生きていこうという気持ちに向かわせること、多くの人々とのつながりにおいて生きている実感と生きていける自信を持ってもらうことが緩和ケアとしてもっとも大切なことである。

ALS の治療の在り方は社会や医療の在り方に大きな影響を受けるが、日本では難病対策が人工呼吸療法を後押した結果、当事者（患者）による人工呼吸療法の評価 (PRO (患者の報告するアウトカム)) が確立している。多くの患者が人工呼吸器を素晴らしい機械だと評価しているが、そんな日本であるか

ら長期療養のためのあらゆる手段が公費で講じられてきた。

だがそうはいっても ALS 患者にしてみれば生死の選択が脳裏から一瞬たりとも離れることがないのが現実である。「健常者には患者の気持ちちはわからない。呼吸器を付けるなんて死よりも怖い」という患者も少くない。加療を拒み耐えられるだけ耐えてしまう。そうした結果、決断ができないまま呼吸困難を訴えるようになる。それでも呼吸器を断るという時は、場合によっては家族の同意でモルヒネを投与したりすることになるが、これが問題となるのである。この時点で患者の生死は確実なものとなるのだが、ここで本人に対して医師は数日のうちに死に至ること、モルヒネを投与する場合はその副作用（呼吸抑制、混乱など）も含めて説明し、患者と家族の双方の意思を確認する必要がある。というのもなんに「苦痛を緩和する」というだけではインフォームド・コンセントとしては不足しているからだ。私が相談を受けたいくつかのケースで、あと数日で亡くなりそうだという時になっても本人も家族も現実にまだ死ぬとは思えていないことがあった。特に意思決定できていない患者では家族に決断が任せられることがある。家族は強い不安を訴える患者を前に苦痛緩和と医師に申し出るかもしれない。それを受けて医師はモルヒネを投与したが、家族が想定していたよりあっけなく亡くなってしまったり、思いのほか苦しんで亡くなったりすると、看取った後になつて家族から「あれ（モルヒネの処方）は違法ではなかつたか？」という疑惑が向けられることがある。

そうならないためには本人の意識がはっきりしているうちに、モルヒネには疼痛緩和だけではなく、過量になれば呼吸抑制があることや、人工呼吸器を装着するためのプロセスではないこと、便秘になること、初期から唾液や痛みのコントロールとして使うこともあるが依存性があること、幻聴や幻覚に悩まされ不穏になる場合もあり得ることなどモルヒネの副作用について説明し、患者も家族もそれを了解し、それでもモルヒネの服用を望みどうしても呼吸器は断りたいというのであればモルヒネに適応があるといえるのかもしれない。

だがもし過去に多くの患者が土壇場で呼吸器をつけることになり、「やはり生きていてよかった。空気が美味しい」と安堵してその後何年も療養してきただよう¹¹⁾、ぎりぎりの決断や意思変更も認める、

特集／神経筋疾患に対するモルヒネの使い方【第2部】

救命を基本と考えるというのであれば、モルヒネを使った「看取りのプログラム」に癌症の早期から乗せてしまうことには再考の余地がある。

4. モルヒネのエビデンスとは

80年代後半、日本で在宅人工呼吸療法が始まつて以来、ALSの療養支援をしてきた医療関係者や患者会の支援者は数々の看取りに立ち会ってきた。彼らが言うにはALSにおいて、呼吸に関するすべての手立てがなくなる終末期はほんの1週間から数日ほどであるということ。そして、その間もオピオイドは使わず、どうして呼気器をつけないという患者には酸素を増量していき血中ガスをため込むことで脳腫とさせ消極的に看取ってきた。だからモルヒネがどうしても必要なケースはない彼らは臨床経験から言う。癌症ではモルヒネの疼痛緩和とQOLが高まり延命できるというエビデンスがあり、ALSでも低用量のモルヒネを長期を使えば予後がいいというエビデンスはあるが^{2*}、生存につながることにはならない。

ある意味モルヒネを早期から使っていれば土壇場での呼吸器装着などということにならないために確実に死に導く手段になる。これは死が避けられない癌症に対するモルヒネの疼痛緩和とは大きく意味が異なる点であり、安楽死との混同に最大の配慮を要する理由なのである。

強オピオイドも適切に使えば死期を早めることはなく苦痛緩和に効果的である^{*1}という説もあれば、よほどでなければ神経疾患には使わないという説もある^{*3}。私が報告を受けたケースでは安楽死との境界が極めて曖昧なケースもあった。呼吸器をつけるのかつけないのか意思決定できない患者に夫や息子の同意だけでモルヒネを投与して看取った病人に近いケースも複数あった。時には呼吸器を装着した後にもオピオイドは投与されるが、病棟の看護師や介護者の負担を軽減するために患者の同意なく薬が盛られているのではないかと囁かれていたケースもある。

これらがすべて患者側の「誤解」や「過剰反応」であるのであれば誤解を解くためにもインフォームド・コンセントと患者による評価方法の確立が重要であるが、人工呼吸療法とは異なり（ペルギーの調査報告にあるように患者は意識不明のまま死くなってしまうので）、当事者自身によるモルヒネの評価

は見えてこない。

一部の患者は疼痛緩和に効くモルヒネの服用は歓迎しているが、死の恐怖をモルヒネで解消しようとする患者もいて、その場合は医師も断り切れず增量が繰り返されることにもなりえるが、このような結末の死、きわめて安楽死に近い死に方をどう判断するか。このようなケースも緩和ケアと認めるとは言はず。

5. 患者が望むケアが提供できないから

ここ数年、国⁴の研究費（難治性疾患克服研究事業、西澤班）を使ってALSに対するモルヒネの啓発が地域の医療専門職を集めて巡回にわたりて行われている。ALSの臨床経験の少ない医師や看護師も聴講していると聞いているが、理学療法や経管栄養やレスパイト、介護保険以外の障害者施策の公的介護制度（見守りも含む重度訪問介護）など、ALSの長期療養に特に有用な情報を伝えることなく、モルヒネの処方を教え勧めるようなことになっていないだろうか。医師から「そんな身体になんでもまだ生きていたいの？」「家族に迷惑をかけるから死んだほうがいい」と真っ向から諭される患者家族も少なくない。生存自体が苦痛であると断言する医師もいる。このようにALS患者が生存を否定されている現状で、ALSもがんの末期も同じように苦痛をできる限り取り除く静かに平和に看取ることが使命というような医療関係者が増えことになりはしないか。安楽死が合法化されているペルギーの終末期医療に関する研究グループは、冒頭にも述べたように患者の終末期を決定するのは医師であり、多くのケースで終末期のセデーションに関する患者への説明と同意がないという報告書をまとめている⁵⁾。

緩和ケア研修研究会とモルヒネの保険適用により、前年度に比較して1割もモルヒネの使用量が増えたという荻野医師の国際学会報告を私はその場で聞いた⁷⁾。前年度に比して多くのALS患者がモルヒネを処方されるようになり（（ということはTPPVには進まずに看取られる患者が増えたということでもあるのだが）、啓発の効果があったということであった。どのような理念とカリキュラムで緩和ケア研修研究会が行われているのか知りたいと思うし、製薬会社は専門医を通してモルヒネを積極的に売り込もうとするだろう。NPPVで終わること

なくTPPVで呼吸苦を緩和しながら長く生きていくために必要なサポートに関する説明はあるのだろうか。国はこのような研究会の内容と意図を知っているか。研究費を助成しているのだろうか。医療専門職だけを対象とし公開されていないため我々患者サイドには知るすべがない。ALS患者をはじめとする呼吸器ユーザーの意見も聞いてほしい。

6. 患者主体の緩和ケアのために

今年1月27日の午後、ALS当事者である岡部宏生と橋本みさおが村木厚子厚生労働事務次官を新年挨拶のため訪問し、難病新法に対する取組みのお礼とALS治療研究予算に關して陳情した。その時の事務次官は次のように語った。

「これまでの医療は治すことに力をいれてきたけれど、今後は医療と介護の連携で、病気が治らなくても病気とうまく付き合っていくことを目指すことになります。医療技術の進歩で糖尿病の人も夜間に透析ができるようになり日中は働くようになったと言っていましたが、こういうことは医療側にもよい影響を与えていくと思います。難病の人も質の高い暮らしを目指していくことが目標になります。」

事務次官の言葉にもあるように、日本における在宅人工呼吸療法は国の難治性疾患克服研究事業による成果として発展してきた。世界レベルで見ても全体の3割ものALS患者が呼吸器を付けて死ぬまで取り外さないでいる国は日本くらいだが、それは難病事業の勝利でもある。人工呼吸器の患者の社会参加を実現してきた日本だからこそ人工呼吸療法を緩和ケアとして評価できる。医療面ばかりではない障害福祉は24時間介護保障を制度化している。

全世界を見渡しても公費でALSが在宅独居できる国は日本とデンマークくらいだ。アメリカでは財力のある患者だけが自己責任で呼吸器を装着したり、介護者や資金繰りができなくなる前に外して亡くなったりしているし、イギリスではTPPVはQOLが低下するから実施しないように医師が指導しているが、このような治療の在り方の違いをみると、文化や国民性の違いのみならず社会や政治の考え方がALSの生存を規定していることがわかる。

ALSに対する分配の乏しい地域では呼吸器を付けずに看取るしかないということになっている。そのような社会では安楽死にならないよう配慮しながら必要に応じてモルヒネを使うということになってしまって

特集／神経筋疾患に対するモルヒネの使い方【第2部】

るが、ただ使えばいいということでもない。イギリスでは各種のケア介入とモルヒネの使用量は逆比例している²⁾。

最近では世界中のALS患者の間でフェイスブック（FB）やPatientsLikeMeなどの患者登録サイトへの登録が進んでいる。呼吸器を付けた患者も自分や家族の姿を撮影して世界に向けて発信している。こうして患者は医療を通さず世界的規模の患者連絡網に瞬時にアクセスし有用な情報を拡散するようになってきた。人工呼吸器を積極的に評価する日本やトルコ、ブラジルの患者の語りは力強く世界に広がっていくことになるだろう。そして遠くない未来、日本で開発されたマッチ箱サイズの人工呼吸器などの生命維持装置やロボット工学系技術によるライフサポートがALSの緩和ケアの本流になっていくことも予想できる。

緩和ケアとしての生存維持装置やコミュニケーション支援機器や介護などの社会制度を自由に選べるようになって初めてALS患者は自分の意思で治療を選ぶことができるようになる。そうなればモルヒネに関する患者のアウトカム（Patient Reported Outcome,PRO）も確立されていくのではないだろうか。

註: PROとはPatient Reported Outcome、患者評価アウトカムのこと。医療は患者による主観的評価を無視できなくなってきていている。

参考文献

- 1) David J.Oliver et al "Medication in the last for motor neuron disease /amyotrophic lateral sclerosis" European Journal of Neurology 2008;18:445-450
- 2) David Oliver "Opioid medication in the palliative care of motor neuron disease" Palliative Medicine 1998;12:13-115
- 3) K.E.Clemens,F.Klaschik "Morphine in the management of dyspnoea in ALS - pilot study" European Journal of Neurology 2008;15:445-450
- 4) 川口有美子 2009『誰かない世界』、医学書院
- 5) 中島 幸 2011『医療におけるQOLと視覚についての理解を深くするために』『医療ジャーナル』47-4:167-174
- 6) 中島 幸 2011『ALSの在宅NPPVケア』『日本在宅医学会雑誌』2011;01:89-99
- 7) Ogino M et al "The trace to the fight for the improvement in palliative care of the patients with ALS in Japan", International Symposium on ALS/MND,2013
- 8) 中島 幸・川口有美子 2008『QOLと緩和ケアの導道——医療カタストロフィー下の知的戦略』（インタビュー）『現代思想』36-2(2008-2):148-173
- 9) Jef Deyert et al "Labelling of end-of-life decisions by physicians" J Med Ethics 2014;01:L3.
- 10) 『生きる力基盤委員会』 2006『生きる力—神経疾患 ALS患者たちからのメッセージ』、岩波ブックレット,2006-11

研究報告

**筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者に対する
難病医療専門員の支援に関する後方視的検討
：internal conflict の視点からの分析**

中井三智子

【要旨】筋萎縮性側索硬化症患者の療養の困難さの背景を探るために、難病医療専門員の支援回数が療養の困難さを反映するものと見なしして、専門員の支援回数と患者の属性の関連を後方視的に分析した。属性のうちinternal conflictの有無に焦点をあてた。internal conflictを患者・介護者・家族・外部支援者等の複数者間に生じる治療・ケアに関する意見の対立や不一致の存在と定義した。2006年4月から2011年3月の5年間の本県難病医療専門員の支援記録3,123件から抽出された1,864件107事例の記録を対象とした。対象の33%にinternal conflictが認められた。支援回数の多さは「internal conflict有」、「介護力の問題」、「病気・病状に関する相談」、「疾患理解と意思決定支援」と正の相関があり、患者の年齢、性別、身体的状態と関連はなかった。internal conflictはALS療養上の困難さを説明する1因子と考えられた。多職種チーム内で早期の状況把握、患者・介護者各々のニーズの理解、コミュニケーションを促進する関わりの必要性が示唆された。

キーワード：筋萎縮性側索硬化症、難病医療専門員、internal conflict

I.はじめに

筋萎縮性側索硬化症（ALS）は、運動神経が選択性に障害される慢性進行性の難病で、原因や治療方法は未確立である。病気の進行により運動機能を逐段的に喪失し、日常生活行動（ADL）の全般的な介助が必要となるだけではなく、社会的な役割の変容も余儀なくされ、患者は心理的・社会的に非常に苦しむ。

家族もまた喪失や役割変容のプロセスを体験し、進行していく患者への気遣いや将来への不安や苦悩を体験する。家族の果たす役割は、ALS患者の療養の中で日常生活介助や体調管理、ケアに関する決定、医療的な处置など広汎で、家族は大きな身体的・精神的・社会的負担を生じる。

ALS患者の療養の困難さを表す指標として

ALS機能尺度（ALSFRS-R）や、種々のQOL・介護負担尺度などが試みられてきた。しかしALSではADLや重症度と、患者の主観的QOLにはかい離がある¹⁾。介護者の負担は病状進行に加え、呼吸、栄養およびコミュニケーションの障害への対応が大きな問題となる時期に増大するがQOLは病初期の方が特に「心の健康」項目において障害され、困難さを測ることは容易ではない²⁾。

ALS患者にとって、心理社会的要因はQOLに大きく影響し³⁾、特に身近な家族の存在や関わりはwell-beingに影響する^{3,4)}。そのため、患者だけでなく家族を対象としたニーズの把握と支援が必要とされる。

現在わが国では、医療費の公的負担や地域保健・医療・福祉の充実など難病患者の支援対策が講じられており、多くの難病患者は地

域・在宅で療養している。病気の進行により気管内吸引や経管栄養、人工呼吸器管理など医療的ケアが必要になるALS患者は、多分野・多職種の綿密な連携とケアコーディネートが必要である。岡は平成10年難病特別対策推進事業を創設し、都道府県ごとに難病医療連絡協議会を設置、難病医療専門長が配置されるようになった。2012年2月1日現在、39都道府県に55名の難病医療専門員が配置され、特定疾患患者の病床確保にむけた連絡調整、在宅医療推進、医療・療養相談、医療従事者等研修事業などの事業を実施し、地域での難病患者の療養を支援している⁵⁾。三重県では平成15年から難病医療専門員が配置された。難病医療専門員がALS患者の療養支援に関わる中で、特に調停が困難と感じられる事例が存在していた。先行研究でALS患者とそれを取り巻く家族、医療・介護支援者などの間で、治療の選択や介護方法に関しての不同意や、意見・利害関係の対立が経験されることが報告されている⁶⁾。

このような状況はinternal conflictあるいはfamily conflictと呼ばれ、脳卒中⁷⁾、肺がん⁸⁾、終末期高齢患者⁹⁾、認知症¹⁰⁾など慢性疾患患者や要介護高齢者の家庭において「広義の家族システムの中で、様々な身体的・精神的要望に關して生じる不同意」¹¹⁾、2者以上の関係者の間で、意見や価値観、要望、期待が對立したり相容れないとによって生じる緊張や鬭争¹²⁾と定義づけられている。internal conflictは家族間のコミュニケーションを阻害し、家族の問題解決能力を低下させ¹³⁾、介護者の健康や療養生活の質に影響するなど、療養者とその家族に負の影響を及ぼす要素と言われている¹⁴⁾。これらの先行研究からALSの療養の困難さにinternal conflictが関連している可能性があると考えられた。

三重県の難病医療専門員は、難病患者の支援体制の構築、病気の進行、ニーズの変化に伴う調整などの支援要請に対応してきた。言い換えると、難病医療専門員への相談、支援

要請は、現行のケアプランやサポートチームでは解決が難しい問題状況の存在を示唆する。相談・支援要請に対して、難病医療専門員は問題の解決に向けた情報収集、医療・福祉・保健関係者間の連絡調整、支援サービスの調整、情報提供と共にを行う。1回毎の相談・支援は、難病医療専門員が難病患者の療養上の問題を把握してから情報収集、アセスメント、連絡調整等を行うプロセスを含み、難病医療専門員の費やした労力・時間を反映する。このことから患者別の支援回数の多さは、解決に時間・労力を要した個々の患者の療養の困難さを示す代理指標と考えた。

これまでALS患者の療養の困難さとinternal conflictの関連を分析した研究は見られなかった。

II.目的

本研究では、ALS患者の療養上の困難さの背景を探り、難病医療専門員の支援回数を、困難さを示す代理指標とし、internal conflictとの関連を分析した。

III.方法

1.用語の定義

本研究ではinternal conflictを、患者・介護者・家族・外部支援提供者（専門医・かかりつけ医・訪問看護師・ケアマネージャー・ホームヘルパー・看護士など）の間で、病状や治療の認識、療養や治療についての意向、あるいは意思決定に関して、意見の対立や相違が一定期間見られる状態と定義した。

2.研究デザイン：後方視的症例対照研究。

3.対象とデータ収集方法

平成18年4月～平成23年3月の5年間に三重県難病医療専門員のおこなった相談支援記録3,123件の内ALS患者への支援2,013件の支援記録を対象とした。このうち支援回数が1回のみの事例は、制度説明・相談窓口紹介を主とした闇かであることが多く、検討対象から除外し、支援回数2回以上の1,864件107事例の記録を分析対象とした。

4.倫理的配慮

三重県難病医療連絡協議会が保管する難病

医療相談記録から情報抽出・分析を行うことに関して、三重県個人情報保護審査会により承認（答申第91号、平成24年2月8日）を、また研究計画に関しては三重大学医学部倫理委員会の承認を得た（承認番号2288、平成23年9月6日）。

5. 分析に用いた項目・尺度

1) 患者の属性・特性

患者の属性・特性として、年齢、性別、在住地域（管轄保健所別）、難病医療専門員の開き期間、人工呼吸器装着の有無と種別（侵襲的人工呼吸器、非侵襲的人工呼吸器、気管切開のみ、自発呼吸）、認知機能障害の有無、ALSFRS-Rスコアの情報を収集した。

主たる介護者が、70歳以上、身体的・精神的障害がある、生計・生活の維持のため仕事をする必要がある、主介護者の養育・介護を必要とする乳幼児や学童、または対象患者以外の要介護高齢者がいる場合に介護力の問題「有」とした。

2) 相談内容

主な相談内容項目を「病気・病状に関する相談」、「治療・服薬に関する相談」、「看護・日常生活に関する相談」、「コミュニケーションに関する相談」、「福祉制度に関する相談」、「在宅療養の調整」、「退院調整」、「疾患の理解と意思決定支援に関する相談」、「レスパイト入院」、「長期入院」、「心理・精神的な支援に関する相談」、「医療費公費負担制度」、「セカンドオピニオン」、「患者会・ピアサポート」に分類し、相談回ごとに記録した。1回の相談に複数の相談内容項目が含まれる場合は、それぞれ分けて集計した。

3) internal conflict の有無

支援記録から、療養に関わる関係者の複数者間で意見の不一致や対立、葛藤について記述されているものを抽出し、文脈からinternal conflictの有・無を分類した。

4) internal conflict の分類

今回の対象のinternal conflictの内容を明らかにするため、支援記録からinternal conflictを示唆する箇所を抜き出し、質的帰

納的分析を行った。Internal conflictの当事者の固定、対象（何について）、内容（不満や苦痛、どのような言動があつたか、療養生活にどのような影響を及ぼしているか）を、意味内容が損なわれないように留意し1記述としてすべて抽出した。これらのデータを意味内容の共通性や類似性に基づいてコード化し¹³、先行研究のinternal conflictの構成要素⁶⁻¹⁰を参考に他2名の研究者と議論の上、意味内容からカテゴリー分類した。

5) 分析方法：対象の属性の基本統計量を算出した後、internal conflict有・無の2群に分け検討した。支援回数と患者属性・特性、internal conflictの有無等の関係について Pearsonの相関係数の検討を行った。続いて患者属性・特性、internal conflictの有無、相談内容と支援回数との関連性を検討するために、支援回数を従属変数、患者属性・特性を独立変数としてステップワイズ重回帰分析を行った。有意水準を5%と設定し、統計処理はSPSS (PASW Statistics ver.18) を用いた。

IV. 結果

1. 過去5年間の支援件数の2/3にあたる2,013件をALS患者が占めた。ALS患者個別の相談件数では、全患者数191名の内、相談件数上位25 percentileに相当する46名で1,389回（全体の69.6%）を占め、べき分布を呈した。

2. 難病医療専門員の支援活動の地区別件数：三重県内9保健福祉事務所管内による地区別では桑名101、四日市137、鈴鹿514、伊賀316、津649、松阪63、伊勢146、尾鷲27、熊野42、県外（その他）18で、専門員の所属する津地域と隣接する鈴鹿及び伊賀地区が高かった（図1）。

3. 対象の属性・特性（表1）

internal conflictが認められた事例は35名（33%）であった。internal conflict有群と無群の2群間に有意な差が認められたのは支援回数、支援期間および介護力の問題であった。年齢・性別、認知機能障害の有無、

を含む。このカテゴリーの一次コードは73で、13のサブカテゴリーに分類した。

3) 患者・家族関係：患者・介護者・家族の関係性や依赖、家族内の力関係や意思決定スタイル、コミュニケーションのあり方、家族内でのサポート体制、対立の表明、攻撃的言動などの状況が含まれる。

このカテゴリーの一次コードは97と最も多く、14のサブカテゴリーに分類した。

4) 病状・精神的苦痛：ALSの進行からくる身体機能の低下や、それに伴う自立性的喪失、精神面への影響や身体的精神的苦痛が含まれる。このカテゴリーの一次コードは25で、6つのサブカテゴリーに分類した。

5) 疾患の理解・受容：病気や現状の受容の困難さ、といった病気や経過の不確かさからくる患者や家族の反応が含まれる。このカテゴリーの一次コードは36で、4つのサブカテゴリーに分類した。

6) 医療・介護サービス提供者との関係：患者・家族と家族外の関係者との間に生じたconflictが含まれ、一次コード19を抽出し、5つのサブカテゴリーに分類した。

6. 難病医療専門員への相談内容ごとの支援回数

相談内容は「看護・日常生活に関する相談」に関することが最多で、続いで「病気・病状」、「疾患理解・意思決定」、「コミュニケーション」であった（表5）。